

平成 24 年 9 月定例会 決算特別委員長報告（企業会計）

◆決算特別委員長（山之内寛議員） 17番 山之内寛です。

今定例会における9月3日の本会議において、審査付託されました3企業会計の決算関係議案について、去る9月24日、25日の2日間にわたり、現地視察も含め審査いたしましたので、経過並びに結果についてご報告いたします。

委員長報告資料につきましては、各会計の決算特別委員会資料集を参照いただき、計数等につきましては、決算書及び決算審査意見書等に示されておりますので省略して、審査の主な項目についてご報告申し上げます。

なお、3企業会計にわたる委員会の要望につきましては、当局において真剣な検討をされるようお願い申し上げます。

議案第63号、平成23年度 岡谷市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、委員より、未処分利益剰余金の処分には色々な可能性がある中で、なぜ減債積立金への積み立てを選んだのかとの質疑があり、処分方法としては、減債積立金または建設改良積立金となるが、企業債を借りている状況を考え、今回は減債積立金に積み立てることとした。

建設改良積立金への積み立ての方法もあるが、現在、水道事業の将来計画を見据えながら、耐震化などの課題に対応するために、どのような方法が良いのか計画の再検証をしているところであり、今後、建設改良積立金に計画的な積み立てをしていくことも状況判断の中で出てこようかと思っているとのことでありました。

以上、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号、平成23年度 岡谷市水道事業会計の決算認定について、審査の主な項目についてご報告いたします。

まず、本会議において質疑のありました未払金の内容について当局より答弁があり、未払金の主な内容は3月中旬以降に竣工となった上水道工事が約8,250万円、水源ポンプ等工事が約6,950万円、3月分の業務委託料約690万円などが未払金として計上されているとのことでありました。

1 経営状況について、水道事業会計・下水道事業会計資料集の資料No.1「水道事業会計経営状況について」を参照してください。

平成23年度は、給水量は減少したが、上下水道情報管理システムの導入が終了したための経費の減や企業債利息の減、さらに、その他経費の節減で水道事業費用が減少したことに加え、収入において、特別利益として固定資産の売却益があったため、純利益を計上できた。

水道事業の経営環境は、気象の変化や、事業所・家庭における節水傾向による水需要の低迷など、大変厳しい状況が続くと考えられるが、水道は、市民生活や経済活動に欠くことのできないライフラインであり、安全・安心な水を安定的に供給するという使命を果す

ために、財政及び施設の両面について持続可能な事業経営を行うことが必要不可欠である。

老朽化施設の更新、危機管理、技術の継承など課題もあるが、中長期的な視野に立って事業を進めながら、持続可能な安定的な事業経営に知恵を出してまいりたいとのことであります。

2 給配水の状況について、給配水量の減については、節水意識の高まりなど社会的な部分の影響が大きいと分析しており、今後も減少が見込まれるとのことであります。

なお、全体の給水量が減少傾向のなか、50mm以上の給水量が増加していることについては、市内で複数の介護施設が開所されたこと、また、大口企業が井戸水から水道水に切り替えたことによるものとのことであります。

3 水道料金について、資料No. 2、3「市町村別水道料金調査表」を参照してください。

基本料金が他市町村に比べ高い理由は、岡谷市は水道の加入金を取っていないためと思われる。

水道料金に関しては、市町村それぞれの水道事業が抱えている施設の状況や効率性の面から格差のある公共料金であり単純に比較することは難しい部分がある。

今後給水人口が減少していく中で、施設規模の見直しを含めて、より効率的な事業運営計画を示していく必要があると考えているとのことであります。

また、上下水道事業運営審議会においては、平成25年度まで料金を据え置きとする方針に対して、委員から「水道料金は1年でも長く据え置いていただくことが望ましい」との率直なご意見をいただいているとのことであります。

審議会では、今後、料金の内容の透明性を高めて、経営状況に対して意見をお聞きすることになるが、料金に対する基本的な情報を提供して議論を深めていただくこととしているとのことであります。

委員より、岡谷市の産業振興のために、企業活動と水の需給について研究、聞き取りなどを行ってほしい、経常費用の面からも料金の検討をしてほしい、また、料金はそのまま据え置きしてほしいとの要望がありました。

4 収納状況について、資料No. 4「平成23年度 水道料金徴収実績表」を参照してください。

収納率向上のために滞納者に対しては督促状などの送付のほかに、電話や訪問による催告を行っている。また、8月、12月、3月を滞納整理強化月間として課全体で滞納整理に当たっている。

滞納の主な理由は、納付相談により個々の事情を伺う中では、「仕事がない、仕事が減った、家族がお金を入れてくれない。」などの理由がほとんどであるとのことであります。

委員より、収納率向上には引き続き一層の取り組みをお願いしたいとの要望がありました。

5 給水停止について、本会議から付託されました、生活困窮者に対する給水停止処分の事務手続きについて、給水停止は、利用者の公平性の確保と新たな滞納の発生を防ぐこ

とを目的に「給水停止処分取扱要綱」に基づき実施しているものである。

給水停止処分までには、「督促状や催告状、給水停止予告通知書」の発送など様々な段階を経ており、利用者の生活状況等を伺う中で、今後の約束ができれば執行を猶予している。

実際に給水停止となるのは、そのほとんどが「連絡の取れなかった方」であり、一義的には「利用者と接触し、納付の相談をする」ために、給水停止という方法を用いており、ご理解いただきたいとのことであります。

委員より、給水停止後の開栓手続について質疑があり、開栓するには全額納付、若しくは半額納付いただき、残りについても納入を約束いただくことが原則であるが、生活状況等を相談いただく中で、一部を入金いただき次回以降の納入約束をしていただくなど、実態にあわせた対応を行っている。

また、福祉部門との連携により生活保護世帯、高齢者世帯などについては、基本的に停止処分は行っていないとのことであり、給水停止後も、定期的に世帯を訪問して、生活実態の調査を行うなど常にフォローを行っているとのことであります。

6 有収率について、資料 No. 6 「各市町村別 有収率一覧表」を参照してください。

ここ3年間、有収率に変化がないことについて、結果としてたまたま同率となっている。

岡谷市は歴史の古い水道であり老朽管の更新等を計画的に進めているが、大規模な改修とは違い、有収率が劇的に変わるものではないとのことで、今後も改善に向けた努力を続けてまいりたいとのことであります。

7 企業債について、企業債の借り換えについては、臨時特例措置が経済状況の低迷により平成24年度まで延長されたが、利率5%以上のもので一定用件の合致したものだけについて繰上償還、あるいは借り換えが認められているものであり、水道事業会計について平成23年度末に残っている利率5%以上の3件についての繰上償還は、平成24年度に予定しているとのことであります。

8 事業収入・費用について、費用の内、動力費は水源の井戸からの揚水や水を送るポンプを動かす電力費用であり、岡谷市は地下水の依存度が高く、ポンプの稼動が大きいため動力費に係る経費が大きいとのことであります。

特に、平成23年度は電気料金の改定が行われ電気使用量は減ったものの、料金は例年に比べ350万円ほどの支出増となったとのことであります。

9 施設整備について、漏水調査の成果については、調査は古い施設について実施しており、漏水が発見されていることは一定の成果につながっていると考えている。

漏水については、全市的に調査を行い、状況を把握することが必要で、今後も順次取り組んでまいりたいとのことであります。

次に、システムにつきまして、まず、本会議から付託されました、GIS（地理情報システム）運用の現状と課題について、上水道は、大正・昭和初期に整備されたものが引き継がれてきているが、システムの導入により、図面や数字データなど、より信頼性の高い資産管理ができるようになったとのことであります。

課題としては、システムを使いこなす技量の習得と、データの精度を高めるための素早い情報入力であるとのことで、より信頼できるシステムとして利用できるような管理を行うことで、利便性も格段に上がるものと思っているとのことであります。

次に、同じく本会議から付託されました、水源監視システム導入による効果について、今回のシステム更新により、施設からの警報を担当職員が全員で共有することができ、故障の内容も詳細に把握することができるため、よりの確で迅速な現場対応が可能となったとのことであります。

さらに、施設の状況等をリアルタイムで監視したり、維持管理費も定額の使用料の中でソフトの更新がされるため、経費の削減にもつながるとのことです。

新システムの運用は平成24年度からのため、決算の数字上では、その効果はまだ表れていないが、水道施設の稼働状況の異常が早期に発見されるなど、新システム導入の効果は表れてきており、今後は更に業務の効率化、ランニングコストの削減、市民サービスの向上などについて、運用の中で検証してまいりたいとのことであります。

10 水質等について、資料No. 9～11「水道（原水・浄水）水質検査結果一覧表」を参照してください。

水質については、水道法に基づいて適切な検査を実施しており、検査数値の値には多少の増減はあるものの問題になるような数値ではなく、安定して安全な水道水の供給ができているとのことであります。

また、水量についても、各井戸の取水ポンプ稼働時の水位と、停止時の自然水位を確認しても大きな変化はないため、現状では安定した水の供給ができているとのことであります。

11 危機管理対策・防災対策について、災害時には、いかに水道の供給を継続できるかが大きな課題である。どの程度の被害を想定するか難しいところであるが、国の定めた基準を目標として、全体のバランスを見ながら、どこを優先的に整備するのか、現在財源を含め計画作成を進めているとのことであります。

12 職員について、職員は1名の減となったが、上下水道情報管理システムや水源監視システムが導入されたため、熟練職員の専門的知識のデータ化・共有化が図られたほか、業務の効率化や職員間の協力体制、連携の強化、臨時職員の配置等を実施しており、業務上大きな影響が出たり、職員の負担が極端に増えたとの認識はないとのことであります。

今後も、業務の委託化、職員間の協力、連携を密にして、特定の職員の労働が過重にならないよう配慮してまいりたいとのことであります。

13 水道事業基本計画について、岡谷市水道事業基本計画は、人口推計に基づいた将来の需要水量の推計や、経営の合理化を含めた施設の整備、更新など水道事業全体の計画である。

策定から5年を経過して、現在、耐震化、水源の統廃合をあわせ見直しの作業に取り組んでおり、計画の修正などがあれば、今後の事業の取り組みについても軌道修正が必要

になってくるとのことであります。

委員より、より実効性のある計画に見直しされるよう要望がありました。

以上が審査の主な点であります。

委員会としての要望でありますが、

- 1 老朽施設の改良・更新、市民の節水意識の定着など、経営環境は今後も厳しいものと予測されるが、コストの削減や効率的な管理運営に努め、引き続き健全経営を維持されたい。

なお、料金改定については慎重を期されたい。

- 2 安全で良質な水の安定供給のため、水質の保全、汚染防止に万全を期すとともに、災害などの危機管理体制にも意を配されたい。

以上、2点について要望いたしました。

次に、意見の主な点について報告いたします。

節水意識の向上、人口減少、厳しい経済状況の中で、総給配水量が減ったものの、固定資産の積極的な売却や、費用の削減を行い、約7,000万円の純利益を計上している。

今後も引き続き、水源・水質の管理、老朽铸铁管の更新、防災対策、未納者へのきめ細やかな対応などを行い、より安定した企業経営と水道料金の据え置きを要望し、本決算の認定に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号、平成23年度岡谷市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、まず、本会議から付託されました、未処分利益剰余金の処分方法について、地方公営企業法の一部改正により、資本制度の見直しがされ、「法定積立金が廃止」となり、条例の制定もしくは、議会の議決により、剰余金を減債積立金、または建設改良積立金に積み立てることが出来るようになった。

平成23年度において、減債積立金に積み立てるのは、下水道事業には120億を超える企業債の借入残高があり、その償還金が4条支出である資本的支出の大半を占める11億円台となっているため、この部分に当てるよう、減債積立金に積み立てを行うこととしたものである。

平成23年度の減債積立金への積み立てについては、義務化はなくなったが、経営状態に大きな変化がないことから、従前のルールにならって積み立てをし、剰余金の使途を明確にしたとののである。

なお、今後、必要な建設改良事業を計画していく中で、建設改良基金への積み立ても考慮してまいりたいと考えているとのことであります。

以上、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号、平成23年度岡谷市下水道事業会計の決算認定について、審査の主な項目についてご報告いたします。

- 1 経営状況について、資料 No. 12「下水道事業会計 経営状況について」を参照して

ください。

平成23年度は上下水道情報管理システムの導入が終了したことによる経費の減、汚水量の減少による流域下水道維持管理負担金の減、借換債を活用したことによる支払い利息の減などにより、約7,500万円の純利益を計上できた。

下水道事業会計は、人口減や節水意識の高まりなどにより今後も収入は減少し、経営は厳しくなると予想されるが、維持管理費について国庫補助金事業の取り組みによる収入の確保や、借入金の返済額の減少などの支出の減少も見込まれることから、急激な財政問題は生じないと考えている。

しかし、消費税の増額など社会情勢は変化しており、今後も注意深く収支を考えてまいりたいとのことであります。

2 下水道使用料について、資料 No. 13「市町村別下水道使用料一覧表」を参照してください。

下水道使用料については、平成18年度以降、汚水量の減少に伴い減少傾向が続いており、今後も減少傾向が見込まれるとのことで、損益を勘案し、財政計画を作成していくなかでの見直しを進めていくとのことであります。

なお、平成23年度の使用料が対前年度比3.5%減少したことについては、平成22年度は御柱年で使用料が増加した特殊事情があったことによるものと分析しているとのことであります。

3 繰入金について、一般会計からの繰入金の額については、総務省の繰り出し基準と地方交付税への算入額などをもとに、一般会計と下水道事業会計の経営状況を勘案しながら毎年繰入額を決めているとのことであります。

4 企業債について、下水道の繰上げ償還は、平成19年度から平成21年度の間、臨時的特例措置として5%以上のもので一定要件に合致したものについて繰上償還あるいは借り換え制度が認められ、現在は4%台以下の利率のものが残っている状況である。

今後、臨時特例措置が実施され一定の条件に沿うものであれば繰上償還など順次対応してまいりたいとのことであります。

資本費平準化債については、企業債の償還期間が30年、下水道管の減価償却期間が50年となっており、世代間負担の公平化に配慮し、償還期間と原価償却期間の差額を限度に借入れをし、後年度の利用者にも負担をしてもらう内容となっているとのことありました。

なお、市長会においても国に対して、地方自治体、公営企業の財政状態を考慮し、補償金免除の繰り上げ償還の対象率の引き下げを要望しているとのことであります。

5 未整備状況について、資料 No. 16「下水道未整備箇所 地区別内訳」を参照してください。

平成23年度末時点での未整備箇所は47箇所となっている。

未整備の理由については、低地で整備が困難である場合や土地の権利や境界の確定がで

きないなどの理由があるとのことで、個別に状況確認をしながら、可能な限り整備を進めたいとのことであります。

また、最終処分場の下水道管の布設については、最終処分場の水処理施設の老朽化により、水処理施設への投資か下水道への接続か検討した結果、経済的であり、企業会計としても費用対効果のある下水道への接続を行ったとのことであります。

6 未接続状況について、平成23年度末で把握している一般世帯の未接続件数は652件となっている。

対前年度比で接続済み戸数、人口及び接続戸数について大きな数値差が生じているが、これは、より実数把握ができるよう算出方法を変更したためであるとのことであります。

7 維持管理について、長寿命化工事の進捗状況については、7年に1回、市内全管路に簡易カメラ調査を実施し、異常が多いところから長寿命化計画を立てることとしており、今後も区域ごと順次計画を進めてまいりたいとのことであります。

8 流域下水道について、供用開始から30数年が経過し、管渠の老朽化に伴う流入不明水の増加や有収水量の減少により、維持管理負担金が減収となっている。このような状況の中、施設、機械の老朽化対策、環境に配慮した、省エネ・省資源の処理方法の取り組みが求められるなど、運営の効率化が大きな課題となっているとのことであります。

9 職員について、職員数減の理由は退職によるものである。

上水道と同様に新システムの導入や業務の効率化、臨時職員の配置等を実施しており、今後も特定の職員の労働が過重にならないよう配慮してまいりたいとのことであります。以上が審査の主な点であります。

委員会としての要望でありますが、

- 1 経営の安定化・健全化の確保のため、引き続き効率的な事業運営に努めるとともに、下水道長寿命化計画の着実な実行により、施設の延命化、耐震化を一層推進されたい。
- 2 快適な生活環境の保持のため、未整備地区や未接続世帯の解消に引き続き努力されたい。

以上、2点について要望いたしました。

次に、意見の主な点について報告いたします。

企業債の償還や維持管理費に多額の費用が必要な中、節減や資本費平準化債による借り入れなどにより財政運営の安定化を図りつつ、約7,500万円の純利益を計上したことに経営努力がみられる。

今後も未整備地区の解消、下水道長寿命化計画に基づいた適正な維持管理に努められることを要望して本決算の認定に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号、平成23年度 岡谷市病院事業会計の決算認定について、審査の主な項目についてご報告いたします。

- 1 収支（決算）状況について、病院事業会計資料集の資料 No. 1「決算実績等対比表」、

No. 2～4「平成23年度 公立病院決算状況(1)～(3)」、No. 5「病院を取りまく外的環境の変化」及びNo. 6「不用額の主な内容と金額」を参照してください。

平成23年度の病院運営は、診療体制の影響などにより、入院、外来とも患者数が減少し大変厳しい状況となったが、基本理念である「思いやり」の医療を提供し、信頼され親しまれる病院づくりに努めるとともに、岡谷市病院改革プランの目標達成に向け、様々な取り組みを実施し、その結果、決算では約1,160万円の純利益を計上することができた。

経常収支黒字化の要因については、看護基準7対1の維持や、施設集約から2年目を迎え、施設集約の効果が通年ベースとなったこと、人件費や診療材料費縮減プロジェクトなどによる経費の節減を進めたことによるものと分析しているとのことであります。

さらに、経営の健全化の重要な要素である診療単価についても、入院診療では腹腔鏡手術などの点数の高い手術が増えたこと、重症患者が増えDPC算定において一日当たりの点数が上がったこと、また外来診療においても、外来化学療法が増加したことにより、単価が上がっており、今後も病院を取り巻く外的環境が厳しい中、医師を中心としたチーム医療体制の構築の検討を行いながら、限られた条件の中で収益を上げてまいりたいとのことであります。

また、病院改革プランについては、3年間の総括として、最大の目標である「経常収支の黒字化」を達成することができたこと、また平成27年5月の開院を目指し、新病院建設事業の着実な推進が図られていることから、一部の数値目標が未達成ではあるが、所期の目的は達成できたと評価しているとのことであります。

今後については、ここで、改革プランの経営目標は終了するが、新たな予算編成の折に、公営企業法や消費税の改正などの社会情勢の変化を見据えた中期計画を示しながら、努力を続けてまいりたいとのことであります。

2 科別の収支状況について、資料No. 7「科別患者数及び収益の推移」を参照してください。

科別の収益について、地方公営企業法では、企業としての採算性と一方では公共の福祉の増進に努めることも求められている。

民間の病院では行えない部分を積極的に担って行くことも自治体病院の役割であり、経営を考える上では科別の収益性を重視しなければいけないと思うが、収益だけで判断できない部分もあることをご理解いただきたいとのことであります。

3 未収金について、未収金については、嘱託の専門徴収員を1名雇用して、過年度分についても粘り強く交渉しているとのことであります。

4 繰入金について、一般会計からの繰入金を、3条収支と4条収支に振り分けていることについては、自治体病院共通のルールはなく、それぞれの病院の規模や診療科の構成、また建設改良事業の有無など、病院が置かれている状況により異なるものであり、平成23年度は元金償還と新病院建設の基本設計に対応する額を4条収支に充当し、残りを3条

収支に充当したとのことであります。

委員より、振り分けのルールについて、分かるような形にしてほしいとの要望がありました。

5 委託料について、医師派遣業務については、麻酔科、透析業務、外来業務について、派遣元の病院と契約を結び医師を派遣いただいているとのことであります。前年度までは予算を賃金として計上していたが、契約行為であるため委託料としたため、決算額が大きく伸びているとのことであります。

6 新病院建設について、平成23年度に行った新病院の基本設計業務については、全職種の職員の意見や要望を踏まえた図面の作成と修正を繰り返し行ないながら進めてきたとのことです。

職員からの意見の大きな趣旨は「患者が利用しやすいこと」と「スタッフが働きやすいこと」の二つであり、1・2階の外来待合の「コの字」レイアウトや、健診センターを放射線部門や内視鏡部門にアクセスしやすい2階東側に配置し、なおかつ専用玄関を設けたことは職員の意見、要望を反映したものである。

一方、意見、要望を反映できなかった部分として、薬剤部門や検査部門などについて、患者動線や全体のバランスを考慮した結果、機能を上下階に分散配置することになったことである。

患者の利便性を優先して検討を重ねた結果であるが、エアシューターなどを設置して医療機能を損なわないよう補完しているとのことであります。

なお、基本設計業務を実施する過程において、多くの職員が関わることで、自分達の手でこれからの岡谷市の医療を支える新病院を創るという、モチベーションの高さに加え、職員間の「連帯感」や「チーム意識」が醸成され、今後の病院運営において大きな力になるものと考えているとのことであります。

7 施設整備について、回復期リハビリテーション病棟が開設され、平成23年度の延べ患者数は、5,771人で当初予測の8割を達成できたとのことであります。

患者からもスタッフが一体となって機能回復に取り組む姿勢や、きめ細やかな訓練に安心と満足の声をいただいているとのことであります。なお、スタッフについては平成24年度から理学療法士・作業療法士5名を増員して、円滑な運営に努めていくとのことであります。

また、病棟へのエアコン設置についても、患者から室温管理に対する意見もなく、快適な環境で過ごしていただいているとのことであります。

8 患者動向について、患者数の減少については、医師の退職や病気による療養などにより診療体制が維持できないことの影響が大きな要因であると考えているとのことであり、医師の確保には、さらなる充実を目指してまいりたいとのことであります。

なお、医師の負担軽減や国が進める医療機関の役割分担を考えると、今後は、病診・病々連携を一層推進していき、紹介・逆紹介患者を増やしていくことが重要となっていくもの

と思われるとのことであります。

9 病床の状況について、病床利用率は78.6%であり、季節により変動はあるものの病床の運用はやや厳しい状況であるとのことであります。しかし、経営面からすると安全性を担保しながら85%の稼働率を確保して収益をあげたいと考えているとのことであります。

委員より、新病院の経営にも影響する部分でもあるので十分考慮しながら、新病院の病床配置を決定いただきたいとの意見がありました。

10 公衆衛生活動について、資料No.16「巡回健診実績表」を参照してください。

巡回健診については、年間を通しての営業活動を心がけており、職員からの紹介などの成果により、収益増につながったとのことであります。

また、院内健診についても、ヒブワクチンや子宮頸がんのワクチン接種が開始されたことや、インフルエンザワクチンの接種が増えたことにより、件数や収益の増につながっているとのことであります。

11 救急対応について、資料No.17「救急患者受け入れの推移」を参照してください。

救急患者の受け入れについては、施設集約による診療体制強化の効果や、病院事業管理者が掲げる救急医療充実の方針により一定の数字が表れているものと考えているとのことであります。

職員体制は当直の医師1名、看護師2名他となっているが、当直医師の専門外の患者対応のため、各診療科においてオンコール体制で自宅等に待機して対応できるような体制を組んでいるとのことであります。

12 経営改善について、資料No.19「平成23年度における経営改善項目」を参照してください。

経営改善としては、まず人材確保として病院経営の根幹となる医師確保のため大学への定期的な訪問を行っているが、平成23年度は新病院の基本設計業務の進捗状況も説明し、新病院に対する理解を得ることに力を入れてきたとのことであります。

医療体制の充実及び患者サービスの向上としては、病院の基本理念である「思いやり」の医療の提供の取り組みとして、接遇に関して、全職員を対象とした、実例を取り上げての接遇研修や、全国自治体病院協議会主催の接遇研修会に新人職員を参加させて、研修内容を職場内で伝達講習を行うなど、日々の業務に活かしており、退院時アンケートではお褒めの言葉を数多くいただくなど、着実にその成果は上がっているものと考えているとのことであります。

また、収支改善として、診療材料費削減のコンサルタント業務として専門のコンサルを導入して、医師を始めとした各種職員が入るプロジェクトチームを立ち上げ病院をあげて取り組んだことも、大きな成果につながったとのことであります。

さらに、5年ごとに行われる第三者機関による医療機能評価の更新審査においては、「理念・基本方針は明確であるが、制定から日が浅いので、地域に浸透させるための努力・工

夫が望まれる」、「患者・医療者とのパートナーシップが適切に行われている」、「期待されている機能を果たすために専門医の充実が期待される」といった所見が出され、現時点において、概ね機能を満たしているが、より一層の充実を期待するとの評価内容であったとのことであります。

13 医師・看護師確保について、医師の異動については、4月に糖尿病担当の内科の常勤医師1名、12月に整形外科の常勤医師1名が退職し、パート医師での対応となっている。一方、小児科においてはローテーションにより常勤医師1名が着任し、外科については常勤医師1名が純増となり充実が図られたとのことであります。

さらに、岡谷病院が信州大学の研修病院として指定され、優秀な先生が着任されたことにより、研修医が着任するなど良い流れができているとのことであります。

委員より、医師確保は非常に困難ということは分かるが、病院経営、患者サービスにとっても一番の根幹であるので、引き続き精力的な努力をお願いしたいとの要望がありました。

14 病診・病々連携について、資料No. 21「紹介患者数の推移」を参照してください。

地域連携室の活動として診療所、病院の訪問を積極的に行っており、配布する手引きも、診療体制にあったものに随時見直しを行い、地域の先生方に利用しやすい内容としている。

さらに、医師会の先生方からの要望への対応や、他施設、他職種との連携会議にも参加して紹介患者の増加に努めているとのことであります。

また、病院全体の患者数が減少している中、逆紹介患者数が増加していることは、病診連携の意識が定着したものと考えられ、一定の成果が上がっているものと思っているとのことであります。

なお、紹介率を向上させるためには病院での初診患者数を減らし、紹介患者の診察をすることで可能となるが、この地域においては、医療環境がそこまで達していないと考えているとのことであります。

15 職員について、看護基準については、7対1の基準を維持していくための看護師は十分におり、また7対1以外の看護基準を取っている病棟でも、基準を満たすだけの看護師の配置はできているとのことであります。

職員のワークライフバランスへの取り組みについては、職員が仕事と生活の調和が図れるよう育児休業や介護休暇などの制度を活用し、個々に相談を受け、対応しているとのことであります。

また、退職した職員の職場復帰への支援や、臨時職員についても、勤務についての希望などの聞き取りを行っているとのことであります。

16 危機管理について、災害時の診療体制については「防災マニュアル」及び「災害時救急医療マニュアル」により、救急治療体制の確立、円滑な患者受け入れと、トリアージの実施などを定めているとのことであります。

医薬品の備蓄については、院内で使用する医薬品は概ね3日分を確保するよう在庫管理

を行っており、医薬品のほかに、2日分の食料及び飲料水の備蓄や自家発電装置などの燃料の備蓄を行っているとのことでもあります。

また、自家発電装置を岡谷病院に4台、塩嶺病院に2台保有して対応をしているとのことでもあります。

さらに、年2回実施する避難訓練では、夜勤時等を想定し、より少ない人数で患者さんを運ぶための、災害用簡易担架を試験的に使用するなど工夫をしながら行っているとのことでありました。

以上が審査の主な点であります。

委員会としての要望でありますが、

- 1 病院改革プランの最大目標である「経常収支の黒字化」の達成は、全職員一丸での取り組みの成果と評価するが、今後とも、質の高い医療サービスの提供と効率的な病院経営に努め、更なる、経営の安定強化を図られたい。
- 2 現行では計画医師数は充足しているものの、常勤医が不在の診療科もある現状の中、看護師を含めた医療スタッフの確保は、目指す診療体制の維持、充実には不可欠である。とりわけ、医師確保には、最大限の努力をされたい。
- 3 新病院建設を目前に控え、市民の期待や関心も高まっているが、掲げる「思いやりの医療」の実践により、信頼される市民病院、そして、地域医療の中核病院としての役割をすべての職員が等しく認識するよう、今後とも意識の醸成、喚起に努められたい。

以上、3点について要望いたしました。

次に意見の主な点についてご報告いたします。

一般会計からの繰入金が減額となったが、診療単価の増加、腹腔鏡手術などの件数の増加や、費用の節約を図ったことにより、約1,100万円の純利益を計上し、改革プランの最大の目標である黒字化を達成したことは職員の努力の賜物である。

また、病院事業管理者を中心に、「思いやり」を理念に職員一丸となって、待遇改善やサービス向上が図られ、患者からも以前より親切さを感じるとの声が聞かれている。

診療報酬の連続引き下げや医師不足など、自治体病院の経営は全国的に厳しい状況であるが、引き続き医師・看護師の確保に努め、安定した経営、職員がやりがいをもって働ける職場づくり、さらに、新病院建設という大きな課題に向け、関係者・患者・市民の声を取り入れながら事業を推進し、ハード面だけでなくソフト面でも改善をすすめ、市民から愛される病院を目指していくことを要望して、本決算認定に賛成するとの意見がありました。

以上、審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。